

起工概要書

						課長	課長補佐	係長	審査	設計者
執行年度	令和 8 年度									
工事番号 工事名	令和8年度地蔵後中継ポンプ場No.4水中ポンプ更新工事(その2) 起工 設計書									
工事場所 又は履行場所	龍ヶ崎市馴柴町127-1 地蔵後中継ポンプ場									
施工方法	請負				原契約年月日		令和 年 月 日			
工期又は 履行期間	契約の日 令和 年 月 日 から令和 9 年 3 月 31日まで 日間 (検査期間14日間含む)									
請負人 又は 受託者 費目										
	起工	第1回変更	増減(△)		変更請負に付する工事価格 $= \frac{\text{変更積算工事価格} \times \text{請負比率}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (少数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 円 請負比率 変更工事価格 円					
起工額	円	円	円							
工事(業務) 価格	円	円	円							
測量試験費 又は工事雑費	円	円	円							
消費税相当額	円	円	円							
請負(委託) 決定額	円	円	円							
工 事 概 要										
内 容	規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3	
No.4汚水ポンプ	KS-SP <small>φ200×15kW×4.5m/min×12m</small>	1	台							
変更理由										

本工事費内訳書

工種	数量	単位	単価	金額	摘要
機器費					
（１）No.4汚水ポンプ	1.00	台			
労務費					
（１）ポンプ交換工	1.00	式			
仮設費	1.00	式			
共通仮設費	1.00	式			
現場管理費	1.00	式			
一般管理費	1.00	式			
契約保証費用	1.00	式			
小計					
消費税					
合計					

仕 様 書

第1章 総則

1. 工事概要

名 称：令和8年度地蔵後中継ポンプ場 No.4 水中ポンプ更新工事（その2）
場 所：龍ヶ崎市馴柴町127-1 地蔵後中継ポンプ場
期 間：契約の日から令和9年3月31日まで（検査期間14日間を含む）

2. 参考図書等

仕様書、特記仕様書、設計書に記載されていない事項に関しては、以下の図書を参考にする。

- (1) 『公共建築工事標準仕様書(建築工事編)』（最新版）『公共建築工事改修標準仕様書(機械設備工事編)』（最新版）『公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)』（最新版）
- (2) 標準仕様書等に記載のない特別な材料、工法については当該製品の指定工法による。

3. 工事仕様

- (1) 本工事は、設計図書（仕様書・設計図）に記載する工事の一切を、工事に関係する法令に従い、基準に準じて施工するものとする。
- (2) 設計図書、標準仕様書に記載のない事項については、メーカーの指定工法とする材料の納入にあたっては、事前に材料使用届を提出し、監督職員の承諾をうけた後、納入するものとする。
- (3) 材料等については、設計図書に規定するもの又は、同等品とする。ただし、同等品とする場合は、同等以上であることを証明する資料を添付し、監督職員の承諾を受けること。
- (4) 請負者は、使用材料・製品に対して、引渡しの日から2年間責任を負うものとする。（瑕疵期間2年間）
- (5) 施工中に発見された設計図書の不相当と思われる部分または改善点が発見された場合は、早急に監督職員に報告すること。

4. 工事内容等

- (1) 既設主ポンプ撤去・処分及び主ポンプの新設
 - i) 新設する主ポンプの仕様等は「第2章 主ポンプ設備」による
 - ii) 撤去・処分する主ポンプは「第3章 撤去工事」による

5. 別途発注工事

- (1) 令和7～8年度地蔵後中継ポンプ場水中ポンプ更新工事

6. 工事施工上の注意

- (1) 建設工事請負契約書並びに龍ヶ崎市建設工事施工適正化指導要領に基づく現場代理人及び主任（監理）技術者を選定する。
- (2) 作業従事者は必ずヘルメットを着用し、名札・腕章等により社名及び氏名を明らかにし、身分の周知を図ること。

- (3) 工事の安全管理には十分注意し、工事着手前に安全ミーティングを行い、事故のないように施工すること。
- (4) 工事の施工に関しては、地蔵後中継ポンプ場内であり、職員及び維持管理受託業者が使用する可能性があることから、安全管理には万全を期すこと。また、施工及び材料搬入等に際しては、発注者と協議し、施設運営に支障のないよう行うこと。

7. 提出書類

- (1) 契約書、〈添付〉(予定)工程表、現場代理人選任届、着手届
- (2) 下請負人通知 ※下請負が有る場合
- (3) 施工体制台帳、施工体系図 ※下請負が有る場合
- (4) 技能士資格証明書
- (5) 実施工程表
- (6) 施工図
- (7) 材料使用届
- (8) 出荷証明書・納品書
- (9) 工事の記録書(工事写真等)
- (10) 工事日報
- (11) 完了届
- (12) その他、監督職員が指示する書類もしくは、監督職員検査確認書及び特記仕様書にある書類

8. その他

- (1) 本工事により発生する残材は、法令に基づき適正に処分するものとする。
- (2) 近隣住民、施設利用者等から質問等を受けた場合、または事故等が発生した場合は、速やかに監督職員へ連絡し、報告書を提出すること。
- (3) 仕様書に明記のない事項及び工事施工上問題が生じた場合は、早急に監督職員に報告すること。
- (4) 工事中に取合い部その他工事範囲外に汚損を生じた場合は、原型に復元すること。
- (5) 契約金額が4,500万円未満の工事については、現場代理人を兼務することができる。ただし、現場代理人を兼務できる件数は2件までとする。
- (6) 建材・接着剤・塗料等については、シックハウス対策を考慮しF☆☆☆☆仕様とし、尚完成時には、必要に応じ環境測定を行うものとする。
- (7) 全ての建材においてノンアスベスト製品を使用すること。

9. 支払い方法

完了検査合格後に適法な請求書を受領した日から40日以内に指定の金融機関口座に振込むものとする。

第2章 主ポンプ設備

1. 使用目的

水中ポンプは、スクリーンを通過し砂等を除去した汚水を、揚水するものである。

2. 仕様

項目	No.4 主ポンプ仕様
(1) 型式	KS-SP 着脱式水中スクリーウーズ巻ポンプ
(2) 口径	200mm
(3) 吐出量	4.5 m ³ /min
(4) 全揚程	12m
(5) 出力	15 kW
(6) 電圧	200V 50Hz

3. 特記事項

- ・型式は着脱型式とする。
- ・吸い込み管はなしとする
- ・予旋回槽はなしとする。
- ・着脱装置は流用とする。

第3章 撤去工事

1. 機器撤去

機器撤去範囲

名称	仕様	設置場所	数量	備考
No.4 主ポンプ	吸込みスクリー形式水中汚水ポンプ φ200mm×4.5 m ³ /min×12.0m	ポンプ井	1	ポンプ本体

位置図

